

農業問題 一八〇〇字

ちよつと時間の関係で、私は、今、農業関係者が非常に関心を持っている時事的なテーマについて二、三、農水省に確認の意味で御質問をさせていただきたいと思つんです。これは当然、農業に従事している皆さん方も大変強い関心があるテーマでございますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思つんです。

まず第一点は、セーフガードの問題でございます。

これも、畑作農家の皆さん方にとつて、またそれと関連するいろいろな農産物もありますけれども、今、政府の調査品目として、ネギとか生シタケとか畳表ということで調査に入ってきたわけでございませうけれども、今現在、これへの取り組み状況といひますか対応状況について。

それから、先日のこの委員会でも決議を出しております。暫定措置を速やかに発動してほしいという趣旨の願ひもしているわけでございますけれども、今、きょうこの時点で状況がどうなっているかということと、今後どう取り組んでいく方針なのか、そのあたりをお聞かせ願ひたいと思ひます。

今先生から御質問の点につきましては、今国会におきましても、国会始まつて以来、予算委員会の分科会や、また一般質疑を通じまして、それぞれ与野党双方から一番関心を持ってただされた点でございます。

そこで、農林水産省におきましての現在の状況でございますが、とにかく、もう御案内のとおり、輸入の増加によりまして大変国内の生産が打撃を受けておる。そしてまた、生産が打撃を受け、生産地がつぶれるということになりますと、ひいては将来にわたつて消費者の皆様方の安定的な消費というようなものが侵されてくる。こういったことで、消費者、生産者双方の相互利益を守っていく点からも安定的な供給を確保していく、そういった点でもこのセーフガードというのは非常に重要であります。

そこで、具体的に申し上げますと、昨年十二月二十二日から三品目につきまして、ネギ、生シタケ、畳表でございますが、政府調査を農林水産省から要請いたしましたし

て、財務省、当時はまだ大蔵省でございましたが、経済産業省、当時の通産省、三省一体となつて調査を進めてきたところであります。

三月二十二日の時点で一応一定の区切りの調査の整理がつきまして、三月の二十三日に公表をいたしましたところでございます。そして、公表いたしましたその調査結果に基づきまして、私どもいたしましたしは、これは今現在で暫定発動ということにしないと取り返しのつかないような事態になつてくる、こういったような判断をいたしました。

そこで、私どもとして、こういった判断に立つて、財務それから経済産業両省にもお願ひをし、三月の二十七日にそのような判断をした上で、三月の三十日に、先週の金曜でございますが、農林水産、

財務、経済産業の三大臣で協議をいたしました結果、セーフガード暫定措置について、その発動に向け具体的内容等につき事務方に早急に検討させる、発動ということを前提にいたしますか、発動に向けて早急に事務的な詰めをさせる、このことを各大臣が一致いたしました。そして、その旨、それぞれの事務方に指示をしたところでございます。

そしてまた、事は外交との関係もござりまするので、速やかに、外交関係、またいろいろな他の関連等もござりまするので、関係の閣僚にもお集まりをいただいて、この方針をきちつと確認していく、今こういう状態でございます。

そして、具体的な事務手続を今進めておる中身といたしましては、その暫定措置をどのような内容とするのかといったことについて今詰めておる、こういうことでございます。

そのほか、他の品目におきましても、例えば、この三品目に加えまして、トマト、ピーマン、タマネギ、ニンニク、ナス、加糖調製品、木材、これは製材品と集材材ということになりますが、それから合板、干しシイタケ、ウナギ、ワカメ、カツオ、この合計十五品目を対象品目として監視していく、こういったことで私どもは体制をとっておりますでございます。

一方、そうはいいまして、これは国際間の、特に中国との関係におきましては、いろいろ報道等でもなされておりますように、また中国の反応等もござりますので、私どもは、二国間については鋭意誠意を持って円満な解決に向けてさらなる努力を重ねてまいりた

い、今このような状況でございます。

(注) とは便宜的に発言者の区別を示したもので、反訳の必要はありません。